

専決処分関係資料（損害賠償の額を定めること及び和解のこと）

- 1 事故発生日時 令和4年6月21日（火）午前10時10分頃
- 2 事故発生場所 市内相手方敷地内
- 3 損害賠償の相手方 市外在住 個人
- 4 事故の概要 市公用車が方向転換するために後進した際、車両の左後部が相手方家屋に接触し、家屋の一部が損傷した。
- 5 損害の程度 市側 物的損害 テールゲート
相手方 物的損害 壁面
- 6 過失割合等 市：100 相手方：0
専決日：令和4年8月5日 示談成立日：同年8月5日
- 7 損害賠償の額 59,400円
- 8 その他 市側の損害額：129,943円
- 9 予算措置等 当該事故に関する損害賠償金59,400円及び市が負担する公用車の修繕費129,943円については、本市と公益社団法人全国市有物件災害共済会との共済委託契約に基づき、同会より相手方及び市に支払われる。

○ 事故現場の状況

